

留学手続サポート
契約約款

First English



■お申込み・お問合せ

0120-131-005

MAIL : info@firstenglish.jp
H P : <http://www.firstenglish.jp>
F B : facebook.com/ryugaku.firstenglish

株式会社 G-net ファーストイングリッシュ
広島オフィス
〒730-0051 広島市中区大手町 3-8-4 大手町佐野ビル2F

First English

株式会社 G-net ファーストイングリッシュ留学手続サポート契約約款

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

- 株式会社 G-net ファーストイングリッシュ（以下「当社」といいます）がお客様との間で締結する留学手続サポート契約（以下「留学サポート契約」といいます）は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
- 当社が法令に反せず、かつ、お客様の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

第2条 (留学手続サポートの内容)

当社は、お客様の委託により、お客様のために以下の留学手続サポートを引き受けます。

- ①手続サポート依頼を頂いた学校への出願、申込み及び入学許可証または確認書の入手
- ②手続サポート依頼を頂いた学校が手配する寮、または民間寮、ホテル等の申込み（学校が手配する宿泊先が満室のため手配できない場合もございます）
- ③留学費用のご請求及び海外送金
- ④空港出迎え（希望者）の依頼（手続サポートをご依頼頂いた学校が出迎えサービスを行っている場合）

第2章 契約の成立

第1条 (契約の申込)

- 当社と留学サポート契約を締結しようとするお客様は、当社所定の申込書に必要事項をご記入の上、郵送、ファックス、メールにより同申込書をご提出頂きます。なお、申込書への記入においては氏名（スペル）はご使用されるパスポートの記載通りご記入下さい。

第2条 (申込条件)

- お申込み時点で18歳未満の方は、保護者の同意が必要です。保護者の同意が無い場合は、お申込みをお断りさせて頂きます。
- 渡航開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行、成年の責任者の出発までの付添いや現地到着空港への出迎え等が必要となる場合があります。
- 慢性疾患、健康状態を損なっている方、妊娠している方、医師などの指示により薬を常用されている方、障害をお持ちの方、又は現地で特別な手配が必要な方は、事前にお申し出下さい。現地事情や受入機関の要請により安全面を考慮させて頂いた上、お申込みをお断りする場合があります。
- その他当社の業務上の都合によりお申込みをお断りさせて頂く場合もありますので予めご了承ください。

第3条 (契約の成立時期)

留学サポート契約は、当社が契約の締結を承認した時に成立するものとします。

第3章 契約の変更及び解除

第1条 (契約内容の変更)

- お客様は、当社に対し、留学日程・サービスの内容、その他の契約内容の変更を求めるすることができます。この場合において、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。
- 前項のお客様の求めにより契約内容を変更する場合、既に完了した手配を取り消す際に当該校・宿泊機関等に対して支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に要する費用は、お客様の負担とさせて頂きます。

第2条 (お客様による任意解除)

お客様は、下記費用を支払い頂くことにより、いつでも契約の全部又は一部を解除することができます。なお、契約解除のお申出は、営業時間内にお受けしますので、営業日、営業時間はお客様ご自身でもご確認下さい。

●渡航前の取消及び渡航後の取消に必要な費用

①各学校が定める取消料金

※お客様がご滞在される各学校毎の返金規定に沿った基準で違約金を換算いたします。返金規定については、各学校資料をご確認下さい。

②海外送金手数料

返金に関してはキャンセルの申請日より一ヶ月以内に弊社から上記①及び②を除いた金額を日本円で返金します。また返金額に関して、渡航前・渡航後に関わらず日本円で費用が発生している場合は、日本円で返金されます。外貨で費用が発生している場合は、キャンセルの申請日における三菱UFJ銀行の為替換算レート（TTBレート）により日本円に換算し、日本円で返金されます。

第3条 (当社からの解除)

- 当社は次に定める場合に限り、催告の上、契約を解除することができます。
 - ①お客様が虚偽の申告をしたとき
 - ②病気その他の事由によりお客様がプログラムを続行できないと判断したとき
 - ③お客様又はその関係者が他のお客様に迷惑を及ぼし、若しくはプログラムの円滑な運営を妨げたとき又はその可能性が極めて高いとき
 - ④天災地変、戦乱又は暴動、運輸機関等の事故又は争議行為、官公庁の命令その他当社の責に帰さない事由により、プログラムの実施が不可能になり、又は不可能になる可能性が極めて高いと判断したとき
 - ⑤お客様が定められた期日までにプログラムへの参加に必要な書類を送付しなかったとき
 - ⑥お客様が長期にわたり連絡不能又は所在不明となったとき
 - ⑦お客様が定められた期日までに対価を支払わなかったとき
- 前項の場合、下記費用はお客様の負担とさせて頂きます。
 - ①お客様が未だ提供を受けている留学の取消料・違約料として当該校・宿泊機関等に対して既に支払い済の費用、およびこれから支払う費用
 - ②既に支払い済みの海外送金手数料

第4条 (取消料・違約金等)

手続サポートの申込み後に依頼された学校または滞在先、コース、申込み内容や入学日、現地到着日等の変更、延期及び解消をする場合、手続規定、違約金等の支払いについては当該校の規定に従うものとします。また、授業料等の返金については、当該校の規定に基づいて計算された金額を当社より日本円にて返金します。学校、コースなどによっては申込み後の変更が認められない場合、返金が一切ない場合もありますので予めご確認下さい。外貨で返金された時は、当社に返金があった時の三菱UFJ銀行の為替換算レート（TTBレート）により日本円に換算し、日本円で返金されます。

なお、ご入金後のキャンセルでご返金が発生する場合、当社はキャンセル手続き料として20,000円を申し受けます

第4章 留学代金および海外送金

第1条 (留学代金)

お客様には、別途ご留学先の学校が指定する期日までに、当社に対し、留学代金全額をお支払い頂きます。

また費用（授業料、入学金、滞在費等）が外貨で発生する場合は、受入機関申込日（当社が申込書を受領した日）の当社の換算レートで日本円に換算します。当社の換算レートは為替レートの変動に従って変動しますので、お申し込み時に必ず設定レートをご確認ください。

なお、当社の換算レートは三菱UFJ銀行TTSレートです。

また当社は出発日90日前まで（申込学校から請求がある場合及び、制度上期限が定められているビザ発行等渡航上必要な場合を除く）は、留学費用の請求をいたしません。

第2条 (海外送金)

当社は学校が定める期日までにお客様が支払われた留学金を学校側に支払います。海外送金等にかかる手数料をお客様にお支払い頂きます。尚、送金後は如何なる理由があっても海外送金等にかかる手数料は返金致しません。

第5章 団体・グループ契約

第1条 (団体・グループ契約)

- 当社は、同じ行程を同時に留学する複数の留学生がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます）を定めて申し込んだ留学サポート契約の締結については、本条の規定を適用します。

- 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する留学生（以下「構成者」といいます）の留学サポート契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに関する取引は、当該契約責任者との間であります。
- 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出して頂きます。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。
- 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、留学開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- 当社は、契約責任者から構成者変更の申出があった場合、可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる留学サポート代金の増加及び変更に要する費用は、構成者に帰属するものとします。

第6章 責任

第1条 (当社の責任)

- 当社は契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- 渡航後は留学生個人の責任において行動するものとし、法令、秩序、良俗もしくは留学先などの規則等に違反した場合の責任、損害賠償は留学生個人の負担となり、当社は責任を負いません。また、以下の免責事項に該当する場合、当社はその損害の責任を一切負いません。なお、返金などの措置がとられる場合、該当する現地機関、航空会社などの規定に従うものとします。

①お客様の主觀的事由に基づき、希望留学先、滞在先の条件にお客様が適合しない場合

②政府機関、現地機関、留学先、滞在先等の事情により日数、授業、宿泊、費用その他の内容が当社の事前説明と異なった場合

③学校がホームページ、パンフレットなどで公表している授業、プログラム、宿泊などの内容と実際が異なる場合

④現地受入機関の都合又は当社が管理できない事由により、日程、宿泊先その他のプログラム内容が変更されたり、不能となったり

⑤天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由による場合

⑥天災地変、戦乱、暴動、航空機の遅延・ストライキ等により出発便が取り消され、又は日程が変更された場合

⑦航空会社の過剰予約受付（オーバーブッキング）により予約を取り消され、又は搭乗を拒否された場合

⑧お客様がご出発（帰路便）の72時間前までに予約の再確認及び出発時間の確認を怠ったため、予約を取り消され、航空券が無効になった場合

⑨お客様が集合時間あるいはチェックイン時間に遅れ搭乗手続きができなかった場合

⑩お客様が航空券等の紛失又は盗難に遭った場合

⑪旅券（パスポート）の残存有効期間の不足及び査証（ビザ）、WEG申請等の不備のため、日本及び各国の出入国管理法により、搭乗、出入国が出来ない場合

⑫パスポート記載の名前と航空券記載の名前が違う搭乗を拒否された場合

⑬お客様のご都合又は乗り遅れにてご予約された予定便に搭乗されず、以降の予約が取り消され航空券が無効になった場合

⑭病気、ケガ、事故等による留学及び渡航の中止

第2条 (お客様の責任)

- お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、お客様は当社に対し、損害の賠償をしなければなりません。
- お客様は、留学サポート契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利、義務、その他の留学サポート契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- お客様は、留学開始後において契約書面記載のサービスを円滑に受領するため、契約書面と異なるサービスが提供されたと認識したときは、留学地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は、当該サービスの提供者に申し出なければなりません。

第7章 その他

第1条 (渡航準備、海外留学生保険)

- 留学に際しての旅券（パスポート）、予防接種、健康診断、航空券、海外旅行傷害保険等の渡航準備は、お客様ご自身の責任で行って頂きます。また、当社の留学サポートをご利用される場合、現地受入機関からの要請により、必ず海外留学保険に加入して頂きます。

- 渡航先の衛生状況については厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp/> にてご確認下さい。
- 渡航先（国又は地域）によっては外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がありますので、外務省「海外安全ホームページ」 <http://www.pubanzen.mofa.go.jp/> にてご確認下さい。

第2条 (個人情報の取り扱い)

- 申込書にご記入いただいた、氏名、年齢、生年月日、電話番号、メールアドレス、住所、勤務先等の情報は「個人情報」に該当しますので、当社は次項以下に掲げる個人情報の取り扱いに関する基本方針及び個人情報に関する適用される法令を遵守して、お客様に関する個人情報の適正な管理・利用と保護に万全を尽くします。
- 当社は、お客様があ申し込みになられた留学サービスを手配するために必要な範囲で情報を利用いたします。また、当社は、留学サービス提供機関に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び現地滞在先等をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供します。この他、将来、お客様へより良い商品やサービスを提供するために、新しい商品やサービス、キャンペーン情報等のご案内、アンケートや留学参加後のご感想の提供のお願い、統計資料の作成等に、お客様の個人情報を利用させて頂くことがあります。
- 当社は、下記の場合を除き、お客様からお預かりした個人情報を第三者に開示・提供いたしません。
 - ①お客様ご本人の同意がある場合
 - ②留学サービス提供機関や当社及び販売店の手配業務委託先に、留学サービス手配に必要な最小限度の情報を開示・提供する場合
 - ③法的な命令等により個人情報の開示・提供を求められた場合
- お客様からご提供いただけない個人情報が留学サービス手配に必要不可欠な情報である場合、お申込みをお断りする場合があります。
- 個人情報に関するご質問、ご意見は、メールまたはお客様相談にてお受けいたします。

メールによるお問い合わせ : info@firstenglish.jp

電話によるお問い合わせ : 0120-131-005

個人情報担当責任者 : 株式会社 G-net 代表取締役 本多正治

第3条 (管轄裁判所)

本約款に関する訴訟その他一切の法的手続きについては、当社本社所在地の広島地方裁判所のみを専属管轄裁判所とします。

第4条 (準拠法)

本約款は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

第5条 (約款の変更)

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。

第6条 (発行期日)

本約款の内容は、平成28年5月1日以降に申し込まれる留学されるサポート契約に適用されます。

第7条 (その他)

1. 留学サポート代金の返金に関するご注意

当社では、お客様のご都合による取消しの場合、及び返金が生じた場合、返金に伴う取扱い手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。又金融機関のお客様の口座への振込みとさせていただきますので、予めご了承ください。

2. 航空会社での無料受託手荷物について

航空会社の受託手荷物については、無料で預けられる手荷物の量に制限があります。制限を超えると、超過手荷物料金が必要です。方面及び航空会社ごとに異なりますので航空会社等にご確認下さい。

3. お申込みのお名前について

お申込みのお名前は、パスポートのスペル通りにお願いいたします。ご搭乗者氏名のスペルの訂正、大人・子供の種別、性別の修正、搭乗者の交替は変更ではなく取消扱いとなり、取消料の対象となりますのでご注意下さい。

4. 搭乗手続きについて

航空機への搭乗手続きは余裕を持って行って下さい。また、予告なしに出発時間が変更される場合がありますので、ご利用航空会社へ出発・搭乗手続き時刻等をご確認下さい。